

令和4年第1回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年1月26日(水) 午後2時25分から

場所：桶川市役所 会議室304

【出席委員】	2 和久津一美、4 大野仁、6 熊井茂夫、9 砂川富夫、10 住谷行雄、11 滝沢和一
【欠席委員】	1 小峯完治、3 岩崎真一、5 加藤俊子、7 倉持成彦、8 白根行枝
【傍聴人】	1名
事務局長	只今より、令和4年第1回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち6名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、熊井委員にお願いします。
熊井委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、和久津委員よりお願いします。
和久津委員	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、本来であれば会長に議長をお願いするところですが、本日は会長が不在ですので、会長職務代理である和久津委員に議長をお願いします。 (和久津委員が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 9番の砂川委員と、11番の滝沢委員にお願いします。
議長	これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃるようなので、入室するよう事務局から伝えてください。 (傍聴人入室)
議長	次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	第1号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和4年1月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。

ださい。

今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。

農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。

農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。

1つ目が、全部効率要件で、いわゆる全部耕作要件です。

申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。

2つ目が、農作業常時従事要件です。

申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。

3つ目が、下限面積要件です。

申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。

4つ目が、地域との調和要件です。

申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。

5つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。

まず、第1号件についてご説明いたします。

譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。

譲受人は、世帯で10ha以上の農地を耕作しており、50aを超えているため、下限面積要件を満たしております。

また、事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。

譲受人は、長年川田谷地区で農業を営んでおり、年間で300日程度農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件を満たしていることはもちろん、今後も地域との調和を図っていくことは十分可能であると考えております。

なお、申請地取得後は、小麦を栽培する予定とのことですので伺っております。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

砂川委員

それでは報告させていただきます。

1月18日に現地調査を行いました。

申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。

現地調査の結果報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、今回は私が聞き取り調査を行いました。

	<p>たので、私から報告させていただきます。</p>
和久津委員	<p>1月25日に自宅へ訪問し、聞き取り調査を行いました。 事務局の説明通り、申請地取得後は小麦を栽培する予定だそうです。 また、申請地周辺を既に耕作しているとのことでしたので、申請地も耕作することは十分可能であると思います。 聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第1号議案第1号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして第1号議案第2号件についてですが、こちらについては第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」の第1号件と一括して審議する必要がありますので、両議案の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、まず第2号議案第1号件について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和4年1月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 この案件は、営農型太陽光発電事業の期間を再延長すべく、申請に至りました。 営農型太陽光発電事業の場合、農地を一時的に転用することになりますが、その期間は原則3年以内と定められております。</p> <p>前回の更新許可日が平成30年12月14日であるため、本来であれば令和3年12月13日までに更新の許可を再取得しなくてはなりませんでしたが。</p> <p>しかし、申請者が失念していたとのことで、1月6日に申請書が提出されました。 申請者から提出された顛末書を、現地調査資料の37ページに添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>本件は使用貸借権を設定する案件で、権利の存続期間が許可日から令和6年12月13日までの3年以内であることから、期間に問題は無いと考えております。</p> <p>申請地は農用地区域内農地ですが、桶川市長宛てに適合証明願が提出されており、事業計画書、理由書、復元計画書等を審査した結果、今回の転用計画が農業振興地域整備計画の達成に支障がないこと及び復元計画が農用地利用計画に適合しているとのことで、令和4年1月13日付けで桶川市長より証明書が交付されております。</p> <p>なお、変更点は期間のみで、転用面積や太陽光パネルの高さや角度、耕作者等の変更はございません。</p> <p>ここまでの、第2号議案第1号件の説明となります。</p>

	<p>続きまして、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」の第2号件を説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の1ページにお戻りください。</p> <p>本件は、農地の上部空間に区分地上権を設定する案件になります。</p> <p>区分地上権とは、他人の土地の地下や空間に範囲を限定して工作物を所有するために設定する地上権のことです。</p> <p>先程ご説明した営農型太陽光発電事業を継続するにあたり、農地の上部空間に区分地上権を再設定すべく、申請に至りました。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は、第2号議案第1号件と同様です。</p> <p>なお、農地法第3条の規定による許可を受けるには、原則5つの許可要件を全て満たすことが必要となりますが、区分地上権の設定を目的とした農地法3条の許可については、通常の許可要件が適用されないことが条文で示されております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地には営農型の太陽光パネルが設置されており、下部の農地ではきちんと作物が栽培されておりましたので、特段問題は無いとの結論に至りました。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>農地法第3条の許可申請を審査する際は、本来であれば聞き取り調査を行いますが、本件は許可要件の審議が不要ですので、聞き取り調査は行っておりません。</p> <p>第1号議案第2号件及び第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第2号件及び第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第2号件について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和4年1月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p>

	<p>こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>申請地は農用地区域外農地で、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外である「周辺その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。</p> <p>建築面積は91.91㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第3号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和4年1月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは、父親が所有する土地に住宅を建築するもので、使用貸借権を設定する案件となっております。</p> <p>本件は令和3年5月の除外申出案件で、申請地は令和3年12月1日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>また、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は</p>

	<p>第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>本件も、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は123.86㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>なお、隣地農地との境界にプレキャスト擁壁を新設し、被害防除を行う計画です。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第3号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第4号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第4号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和4年1月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>本件は、隣接する山林の整地作業を行うにあたり、工事車両が進入する道路を確保するため、やむを得ず申請に至りました。</p> <p>こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は「工事車両の進入路（一時転用）」になります。</p> <p>一時転用の期間は、原則3年以内と定められておりますが、この案件は半年に渡る工事完了後、1週間以内に農地へ復元する予定とのことですので、期間に問題は無いと考えます。</p> <p>また、申請地は農用地区域内農地ですが、桶川市長宛てに適合証明願が提出されており、事業計画書、理由書、復元計画書等を審査した結果、今回の転用計画が農業振</p>

	<p>興地域整備計画の達成に支障がないこと及び復元計画が農用地利用計画に適合しているとのことで、令和3年12月28日付けで桶川市長より証明書が交付されております。</p> <p>転用面積は338㎡で、18枚の鉄板を設置する計画となっております。</p> <p>なお、雨水流出防除及び進入防止のため、申請地との境界には土嚢を設置する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第4号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第4号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「桶川農業振興地域整備計画の変更について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきますので、桶川農業振興地域整備計画の変更資料をご用意ください。</p> <p>表紙を1枚お捲りいただきますと、除外申出一覧がございます。</p> <p>令和3年11月に受け付けた農用地区域の除外申出は、農業用倉庫が1件、自動車修理工場が1件、資材置場が1件、コンビニエンスストアが1件、自己用住宅が1件の計5件でした。</p> <p>まず、第1107号件について説明させていただきます。</p> <p>資料は、1ページから11ページになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は農業用倉庫で、除外後の農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>例外的に認めるとされているものの中に、「農業用施設、農畜産物処理加工施設、</p>

	<p>農畜産物販売施設に供するものである場合」とあります。</p> <p>本件は、農産物の集出荷や乾燥、貯蔵の用に供する農業用施設を建築する計画であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は 630 ㎡で、汚水の排水計画はありませんが、雨水処理施設を設置し、オーバーフロー分は、前面の道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>計画地には、5 台分の従業員車両やトラクター、コンバインの他、モミガラストック場を設ける予定と伺っております。</p> <p>また、隣地との境界には、単管パイプ及びコンクリートパネルを新設し、雨水流出対策を行う計画です。</p> <p>なお、法人である申出者へ所有権を移転させる予定だと伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1107 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1107 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1108 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 1108 号件について説明させていただきます。</p> <p>資料は、12 ページから 20 ページになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自動車修理工場で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。</p> <p>第 2 種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、もしくは、第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>例外的に認めるとされているものの中に、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」があります。</p> <p>自動車修理工場は、周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設に該当することから、本件は不許可の例外に該当するものと考えております。</p>

	<p>建築面積は 96 m²で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、3 台分の来客者用駐車スペースのほか、8 台分の修理車両用の駐車スペースを設ける予定で、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、売買にて所有権を移転する予定だと伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1108 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1108 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1109 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 1109 号件について説明させていただきます。</p> <p>資料は、21 ページから 32 ページになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は資材置場で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。</p> <p>第 1 種農地は原則不許可とされておりますが、既存敷地の拡張は、例外的に認められております。</p> <p>但し、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の 2 分の 1 を超えないものに限られております。</p> <p>本件は、634.33 m²ある既存敷地の 2 分の 1 を超えない程度である 245 m²の敷地を拡張する案件になりますので、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>申出者は造園業を営んでおり、申出地には買い付け樹木や預かり樹木を 40 本程度置く計画となっております。</p> <p>また、建築行為や排水計画は無く、隣接地に農地が無いため、被害防除策は設けない計画です。</p> <p>なお、所有権は移転させず、賃貸にて貸し出す予定だと伺っております。</p>

議長	<p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1109 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1109 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1110 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 1110 号件について説明させていただきます。</p> <p>資料は、33 ページから 43 ページになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由はコンビニエンスストアで、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。</p> <p>第 2 種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、もしくは、第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっておりますが、本件は周辺の他の土地に立地することが困難である場合に該当すると考えております。</p> <p>コンビニエンスストアは、沿道サービス施設として位置づけられており、県道蓮田鴻巣線の沿線には、既に 2 つのコンビニエンスストアが営業しています。</p> <p>加納地区にはファミリーマートが、坂田地区にはセブン・イレブンが既にあるため、倉田地区への出店が必要とのことでした。</p> <p>倉田地区の県道沿いで広い土地が確保でき、且つ周辺の道路条件が適切なのは本件土地のみであるため、周辺の他の土地では事業の目的を達成することが困難であると考えられます。</p> <p>建築面積は 221.54 m²で、排水計画は合併浄化槽より市道の側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロック及びフェンスを新設する計画です。</p> <p>なお、所有権は移転させず、賃貸にて貸し出す予定だと伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1110 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1110 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1111 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 1111 件について説明させていただきます。</p> <p>資料は、44 ページから 51 ページになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。</p> <p>第 1 種農地は原則不許可となっておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は、例外的に認められるとされております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は 134.35 m²で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロック及びフェンスを新設する計画です。</p> <p>なお、申出者の 6 親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、既に確認しております。</p> <p>申出地は、申出者の父親が所有する土地であることから、所有権は移転させずに、使用貸借権を設定する予定だと伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1111 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1111 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第の 5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料 4 ページをご覧ください。</p> <p>報告件数は 1 件で、転用目的は住宅敷地及び駐車場です。</p> <p>なお、令和 3 年 12 月 17 日に専決処分を行っております。</p> <p>続きまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の 5 ページをご覧ください。</p> <p>報告件数は 7 件です。</p> <p>そのうち 6 件が所有権の移転で、1 件が使用貸借権の設定ですが、転用目的は全て住宅敷地です。</p> <p>なお、令和 4 年 1 月 7 日から同年 1 月 14 日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第 6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和 4 年 2 月 18 日（金）の午前 9 時から、第 1 班が行いますが、新型コロナウイルスの感染再拡大を鑑み、班長と会長の 2 名のみで行います。</p> <p>大野班長と小峯会長は、市役所 2 階の市民活動室にお集まりください。</p> <p>次回の農業委員会総会は、令和 4 年 2 月 25 日（金）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行います。</p> <p>その際、次期農地利用最適化推進委員を選考する予定であることから、農業委員全員の出席を依頼する予定です。</p> <p>3 月の農業委員会総会については、今後検討したいと思います。</p>

議長	事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	和久津委員ありがとうございました。 それでは、熊井委員に閉会をお願いいたします。
熊井委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 3 時 43 分